

## よくあるお問合せについて

Q 1. 組合員証等はいつごろ交付されますか。

A 1. 通常は、共済組合が資格取得届等を受け付けてからおおむね2週間以内をめどに発行手続きを行い所属所へ送付していますが、年度当初は非常に多くの申請があることから相当の時間を要します。また、提出書類に不備がある場合、更に時間を要しますので、書類を提出する際には、必ず記入内容等の誤りや添付書類を確認してから提出してください。

※ 所属所への送付は、所属所長あての封筒で通知文と併せて郵送での発送となります。

Q 2. 組合員の資格取得手続き書類と被扶養者の認定手続き書類を同時に提出しましたが、組合員証のみが所属所へ届きました。被扶養者証はいつ届きますか。

A 2. 組合員の資格取得手続きが完了していないと被扶養者証の発行ができないため、被扶養者証の交付は組合員証の交付よりも遅くなります。組合員証交付後、不備がなければ1週間以内には交付できる見込みです。

※ 再任用職員（フルタイム）や非常勤職員に係る被扶養者の認定は、給与条例上の扶養親族ではないため、特別認定の手続きとなりますので注意してください。

Q 3. 組合員証等が交付されましたが、氏名の漢字が違います。どうすればよいですか。

A 3. 資格取得時の提出書類の記入等が誤っていた場合は、記載事項変更の手続きをしてください。それ以外の場合については、共済組合で確認しますので、御連絡ください。

※ 組合員証等は提出書類をもとに発行手続きを行っています。記入の際は、はっきりと丁寧な字で記入してください。また、類似した漢字が存在するものについては、部首等に誤りがないか注意してください。データ入力により書類を作成している場合は、変換ミスに注意してください。

※ 氏名・性別・生年月日・基礎年金番号に誤りがあると、組合員の場合、日本年金機構から基礎年金番号が新規に付番されてしまいます。被扶養配偶者の場合も第3号被保険者関係の手續に時間を要する等の事例につながるため注意してください。

Q 4. 組合員証等が交付される前に医療機関を受診したいのですが、どうすればよいですか。

A 4. 医療機関へ組合員証等の交付手続中であることを伝えてください。

全額自己負担となった場合は、後日、共済組合へ療養費の請求ができますので、受診した医療機関から「診療報酬明細書」及び「領収書」を受け取ってください。

また、公立学校共済組合では交付前の資格証明書等は発行していませんので、組合員証等の交付を受けるための手續を速やかに行ってください。

Q 5. 臨時的任用職員で任用に空白期間が生じる者についてどんな手続きが必要ですか。

A 5. 任用期間に空白期間が生じる場合であっても、任命権者と職員との間で事実上の任用関係が継続していると任命権者が判断する場合は、任命権者が当支部に申立書を提出することにより、組合員資格も引き続くものとして取り扱うこととなりますので、資格喪失及び資格取得の手續は不要です。継続するか否かの判断は任命権者へ御確認ください。

【裏面に続く】

(別紙 5)

Q 6. 一般組合員の資格取得手続書類のうち、「年金加入期間等報告書」の提出が遅くなりそうです。その他の書類を先に共済組合へ送付することで組合員証の交付を受けることはできますか。

A 6. 一般組合員の資格取得手続は、厚生年金への加入手続も兼ねているため、過去の年金加入期間の確認を行わなければ、資格取得の手続を進めることができません。「年金加入期間等報告書」が揃ってから共済組合へ提出してください。（「年金加入期間等報告書」の提出については、別表 1（注 4）を参照してください。）

Q 7. 資格取得や被扶養者の認定の際は、「組合員等住所変更届」や「個人番号申告書」の提出は必要ですか。

A 7. 「組合員等住所変更届」については不要です。「個人番号申告書」の提出については、令和 5 年 11 月 13 日付け公共鹿第 771 号の通知及び別表 1，別表 3 を参照してください。

なお、一般組合員から短期組合員（短期組合員から一般組合員）へ種別変更となる場合等は、組合員資格が引き続き、当初の資格取得時点で個人番号を既に取得していることから、個人番号申告書の提出は不要です。

Q 8. 公務員共済年金の受給権者です。一般組合員資格を再取得するにあたり「年金受給権者再就職届書」の提出が必要ですが、様式はどこから取得できますか。

A 8. 公立学校共済組合の年金受給者の方は、公立学校共済組合のホームページ（※鹿児島支部のホームページではありません）からダウンロードできます。

★公立学校共済組合ホームページ→「年金受給者・年金待機者手続き用紙ダウンロード」のページから取得してください。

公立学校共済組合以外の公務員共済組合からの年金受給者の方は、ご自身の加入していた公務員共済組合に確認してください。（ホームページに掲載している共済組合もあるようです。）

Q 9. 新たに被扶養者として認定する配偶者が 62 歳です。国民年金第 3 号被保険者関係届は必要ですか。

A 9. 20 歳未満 60 歳以上の被扶養配偶者については提出不要です。